

●香川県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定により、次のように保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年1月13日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定に係る保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱K1号から標柱K18号までを順次結んだ線及び標柱K1号と標柱K18号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東かがわ市与田山字天王1160番3、1160番4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市事業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）